

「北海道医療計画南渡島地域推進方針 中間見直し素案 新旧対照表

| 令和3年度 中間見直し素案（案） | 現行計画（平成30年度～令和5年度） | 見直しの考え方 |
|--|---|--|
| <p>9 へき地医療体制</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道における無医地区や無歯科医地区については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各機関相互の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んできました。 ○ 「北海道医療計画(平成30年度～平成35年度)」の策定に当たり、「北海道へき地保健医療計画」は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知の別紙)に基づき、「医療計画(へき地医療体制)」と一体化し、医師確保対策や救急搬送体制の確保など、他事業とより一層の連携を図りながら、へき地保健医療対策に取り組むことになりました。 ○ 南渡島圏域では、<u>令和元</u>年10月末現在、無医地区・無歯科医地区はありません。<u>また</u>、無医地区に準じる地区及び無歯科医地区に準じる地区 <u>もありません</u>。 <div data-bbox="163 936 1270 1331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><無医地区等の定義> (無医地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域以内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいいます。 <p>(無医地区に準じる地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区をいいます。 <p>※ 「無歯科医地区」、「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替えるものとします。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されおり、<u>令和3年8月3日</u>現在、全道にへき地診療所が <u>98</u> か所、過疎地域等特定診療所として整備された歯科診療所が24か所あります。 ○ <u>令和3年8月3日</u>現在、南渡島圏域では、函館市、松前町及び知内町に各1か所、合計3か所のへき地診療所がありますが、主に歯科の診療を行う過疎地域等特定診療所はありません。 <div data-bbox="163 1625 1270 1852" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><へき地診療所の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。 ・ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。 </div> | <p>9 へき地医療体制</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道における無医地区や無歯科医地区については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各機関相互の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んできました。 ○ 「北海道医療計画(平成30年度～平成35年度)」の策定に当たり、「北海道へき地保健医療計画」は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知の別紙)に基づき、「医療計画(へき地医療体制)」と一体化し、医師確保対策や救急搬送体制の確保など、他事業とより一層の連携を図りながら、へき地保健医療対策に取り組むことになりました。 ○ 南渡島圏域では、<u>平成26</u>年10月末現在、無医地区・無歯科医地区はありませんが、無医地区に準じる地区及び無歯科医地区に準じる地区 <u>として福島町の岩部地区があります</u>。 <div data-bbox="1359 936 2466 1331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><無医地区等の定義> (無医地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域以内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいいます。 <p>(無医地区に準じる地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区をいいます。 <p>※ 「無歯科医地区」、「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替えるものとします。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されおり、<u>平成29年3月31日</u>現在、全道にへき地診療所が <u>93</u> か所、過疎地域等特定診療所として整備された歯科診療所が24か所あります。 ○ <u>平成30年6月1日</u>現在、南渡島圏域では、函館市、松前町及び知内町に各1か所、合計3か所のへき地診療所がありますが、主に歯科の診療を行う過疎地域等特定診療所はありません。 <div data-bbox="1359 1625 2466 1852" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><へき地診療所の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。 ・ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。 </div> | <p>○時点修正（厚生労働省「無医地区等調査」及び「無歯科医地区等調査」(令和元年10月調査)による)</p> <p>○時点修正</p> |

<過疎地域等特定診療所の定義>

- ・ 特定診療（眼科・耳鼻いんこう科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所。

- 道では、第一次から第三次に至る医療圏において、よりきめ細かな保健医療サービスの提供を図るため、その中核となる地方センター病院と地域センター病院の整備を進めてきました。
- 南渡島圏域では、市立函館病院が地方センター病院及び地域センター病院に指定されています。
- また、地理的条件などから地域センター病院を利用することが非常に困難な離島等の地域における中心的医療機関としての役割を担う離島等特定地域病院として、松前町立松前病院が指定されています。
- 地方センター病院及び地域センター病院に指定されている市立函館病院は、離島等特定地域病院の松前町立松前病院のほか、南渡島圏域の町立病院などに医師派遣を実施しています。

<地方センター病院>

- ・ 第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方医療機関としての役割を担っています。
- ・ 昭和54年以降、**令和3**年4月現在までに、第三次医療圏5圏域に5か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね500床以上の病床を有する病院であって、内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科及び麻酔科等ほとんどの診療科（地域の医療事情による精神科及び歯科口腔外科を含む。）が設置されている。ただし、病床数については、当該第三次医療圏における地域の医療事情を勘案する。

2 診療、検査設備

がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患等に係る診断治療及び熱傷、頭部損傷等に係る重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設設備、機器を有する。

また、免疫、病理等の検体検査及び脳、呼吸循環機能検査等の生体検査のほか、R I検査及び画像診断に要する設備、機器を備えるなど、高度な検査・診断機能を有する。

【求められる医療活動】

1 医師等の派遣及び技術援助

地域センター病院に対する専門医師等の派遣及び技術援助を行うとともに、その他地域の医療機関に対する診療協力を行うため、要請に応じ医師等の医療技術者の派遣を行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関との連携

4 研究・研修

5 地域医療支援室の設置・運営

<地域センター病院>

- ・ プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中

<過疎地域等特定診療所の定義>

- ・ 特定診療（眼科・耳鼻いんこう科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所。

- 道では、第一次から第三次に至る医療圏において、よりきめ細かな保健医療サービスの提供を図るため、その中核となる地方センター病院と地域センター病院の整備を進めてきました。
- 南渡島圏域では、市立函館病院が地方センター病院及び地域センター病院に指定されています。
- また、地理的条件などから地域センター病院を利用することが非常に困難な離島等の地域における中心的医療機関としての役割を担う離島等特定地域病院として、松前町立松前病院が指定されています。
- 地方センター病院及び地域センター病院に指定されている市立函館病院は、離島等特定地域病院の松前町立松前病院のほか、南渡島圏域の町立病院などに医師派遣を実施しています。

<地方センター病院>

- ・ 第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方医療機関としての役割を担っています。
- ・ 昭和54年以降、**平成30**年4月現在までに、第三次医療圏5圏域に5か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね500床以上の病床を有する病院であって、内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科及び麻酔科等ほとんどの診療科（地域の医療事情による精神科及び歯科口腔外科を含む。）が設置されている。ただし、病床数については、当該第三次医療圏における地域の医療事情を勘案する。

2 診療、検査設備

がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患等に係る診断治療及び熱傷、頭部損傷等に係る重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設設備、機器を有する。

また、免疫、病理等の検体検査及び脳、呼吸循環機能検査等の生体検査のほか、R I検査及び画像診断に要する設備、機器を備えるなど、高度な検査・診断機能を有する。

【求められる医療活動】

1 医師等の派遣及び技術援助

地域センター病院に対する専門医師等の派遣及び技術援助を行うとともに、その他地域の医療機関に対する診療協力を行うため、要請に応じ医師等の医療技術者の派遣を行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関との連携

4 研究・研修

5 地域医療支援室の設置・運営

<地域センター病院>

- ・ プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中

○時点修正

核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行うなど、第二次医療圏における中心的医療機関としての役割を担っています。

- ・ 昭和44年以降、**令和3**年4月現在までに、第二次医療圏19圏域に25か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね200床以上の病床を有する病院であって、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科の各診療科（地域の医療事情による脳神経外科及び麻酔科を含む。）がそれぞれ独立されて設置されていること。ただし、病床数については、当該第二次医療圏における地域の医療事情を勘案する。

2 診療・検査設備

地域の医療事情を勘案し、人工透析、医学的リハビリテーション、健康管理部門（人間ドック、健康診断）等に要する施設設備、検査機器等を備え、プライマリ・ケアを支援する体制を確立するとともに、同一圏域内の市町村に居住する入院患者の受入体制や、休日夜間急患センター等から転送される重症救急患者の医療を確保するための機能を有する。

【求められる医療活動】

1 医師等の派遣及び巡回診療

地域の医療機関からの要請に応じ、医師等の医療技術者の派遣を行うとともに、地域の実情に応じ、無医地区等への巡回診療を行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関との連携

4 研究・研修

＜離島等特定地域病院＞

- ・ 地理的条件などから地域センター病院を利用することが非常に困難な離島等の地域において、地域に必要な診療機能を確保し、他の医療機関との連携を図りながら、当該地域における中心的医療機関としての役割を担っています。

- ・ **令和3**年4月現在までに、第二次医療圏3圏域に4か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね100床以上の病床を有する病院（離島地域を除く。）であって、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科等地域に必要な診療科が設置されている。

2 診療・検査設備

人工透析、医学的リハビリテーション、健康管理部門（人間ドック、健康診断）等に要する施設設備、検査機器等を備えるなど、地域の実情に応じた診療支援機能を有する。

【求められる医療活動】

1 診断支援

地域の実情に応じ、無医地区等への巡回診療及び地域の医療機関への診療支援などを行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関等との連携

4 研修等

（出典：「地方・地域センター病院等の整備方針」（一部変更）

核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行うなど、第二次医療圏における中心的医療機関としての役割を担っています。

- ・ 昭和44年以降、**平成30**年4月現在までに、第二次医療圏19圏域に25か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね200床以上の病床を有する病院であって、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科の各診療科（地域の医療事情による脳神経外科及び麻酔科を含む。）がそれぞれ独立されて設置されていること。ただし、病床数については、当該第二次医療圏における地域の医療事情を勘案する。

2 診療・検査設備

地域の医療事情を勘案し、人工透析、医学的リハビリテーション、健康管理部門（人間ドック、健康診断）等に要する施設設備、検査機器等を備え、プライマリ・ケアを支援する体制を確立するとともに、同一圏域内の市町村に居住する入院患者の受入体制や、休日夜間急患センター等から転送される重症救急患者の医療を確保するための機能を有する。

【求められる医療活動】

1 医師等の派遣及び巡回診療

地域の医療機関からの要請に応じ、医師等の医療技術者の派遣を行うとともに、地域の実情に応じ、無医地区等への巡回診療を行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関との連携

4 研究・研修

＜離島等特定地域病院＞

- ・ 地理的条件などから地域センター病院を利用することが非常に困難な離島等の地域において、地域に必要な診療機能を確保し、他の医療機関との連携を図りながら、当該地域における中心的医療機関としての役割を担っています。

- ・ **平成30**年4月現在までに、第二次医療圏3圏域に4か所の病院を指定しています。

【有する医療機能】

1 診療科等

概ね100床以上の病床を有する病院（離島地域を除く。）であって、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科等地域に必要な診療科が設置されている。

2 診療・検査設備

人工透析、医学的リハビリテーション、健康管理部門（人間ドック、健康診断）等に要する施設設備、検査機器等を備えるなど、地域の実情に応じた診療支援機能を有する。

【求められる医療活動】

1 診断支援

地域の実情に応じ、無医地区等への巡回診療及び地域の医療機関への診療支援などを行う。

2 救急医療

3 地域の医療機関等との連携

4 研修等

（出典：「地方・地域センター病院等の整備方針」（一部変更）

○時点修正

○時点修正

- 平成 15 年 4 月に 25 か所の地域センター病院のうち、19 か所を「へき地医療拠点病院」として指定しています。
- 道内においては、へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受けている法人は、令和 3 年 9 月現在 34 法人あり、へき地診療所やへき地医療拠点病院への医師派遣を実施しています。
- 南渡島圏域においては、へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受けている法人は、令和 3 年 9 月 1 日現在 2 法人があり、圏域内のへき地診療所 2 か所及び南檜山第二次医療圏のへき地診療所 2 か所に医師派遣を行っています。（渡島保健所調査）
- 第 9 次へき地保健医療計画（平成 13 年度～ 17 年度）において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請などの広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、都道府県単位でへき地医療支援機構を設置することとされたことから、道では、平成 14 年度に「北海道へき地医療支援機構」を設置しました。

<北海道へき地医療支援機構の主な役割>

- ◇ へき地診療所等への代診医を含む医師の派遣調整
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施に関する調整
- ◇ へき地医療従事者に対する研修計画、プログラムの作成
- ◇ へき地医療拠点病院の活動評価等

<へき地医療拠点病院の主な役割>

- ◇ へき地診療所等からの患者の受け入れ
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施
- ◇ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ◇ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ◇ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援等

- 北海道における地域医療の充実・確保に向け、道は、医師派遣を巡る諸課題への対応策について検討・協議を行い、具体的な取組を推進するため、北海道地域医師連携支援センターにおいて、自治体病院等への医師派遣調整を実施しています。
- へき地医療対策に係る総合的な意見交換や計画の進行管理については、道が設置している、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会で協議しています。
- 北海道地域医療振興財団は、本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資することを目的として、北海道、市町村、北海道医師会、北海道歯科医師会等が参画して昭和 60 年に設立され、常勤医師等の紹介・斡旋を行うドクターバンク事業を行っています。
- へき地の住民の救急医療に対応するため、医療機関へ患者の救急搬送を要する場合、道の消防防災ヘリコプターやドクターヘリ等による搬送を実施しています。
- へき地の住民が必要に応じ、都市部の医療機関において、高度・専門的医療が受けられるよう、患者搬送固定翼機（メディカルウイング）を運航しています。

<患者搬送固定翼機（メディカルウイング）>

地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を医師による継続的な医学的管理を行いながら、計画的に搬送することを目的とし、医師等の搭乗が可能な医療機器等を装備した固定翼機

- 平成 15 年 4 月に 25 か所の地域センター病院のうち、19 か所を「へき地医療拠点病院」として指定しています。
- 道内においては、へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受けている法人は、平成 29 年 4 月現在 26 法人あり、へき地診療所やへき地医療拠点病院への医師派遣を実施しています。
- 南渡島圏域においては、へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受けている法人は、平成 30 年 6 月 1 日現在 2 法人があり、圏域内のへき地診療所 2 か所に延べ 50 日程度及び南檜山第二次医療圏のへき地診療所 2 か所に延べ 110 日程度医師派遣を行っています。（渡島保健所調査）
- 第 9 次へき地保健医療計画（平成 13 年度～ 17 年度）において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請などの広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、都道府県単位でへき地医療支援機構を設置することとされたことから、道では、平成 14 年度に「北海道へき地医療支援機構」を設置しました。

<北海道へき地医療支援機構の主な役割>

- ◇ へき地診療所等への代診医を含む医師の派遣調整
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施に関する調整
- ◇ へき地医療従事者に対する研修計画、プログラムの作成
- ◇ へき地医療拠点病院の活動評価等

<へき地医療拠点病院の主な役割>

- ◇ へき地診療所等からの患者の受け入れ
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施
- ◇ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ◇ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ◇ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援等

- 北海道における地域医療の充実・確保に向け、道は、医師派遣を巡る諸課題への対応策について検討・協議を行い、具体的な取組を推進するため、北海道地域医師連携支援センターにおいて、自治体病院等への医師派遣調整を実施しています。
- へき地医療対策に係る総合的な意見交換や計画の進行管理については、道が設置している、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会で協議しています。
- 北海道地域医療振興財団は、本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資することを目的として、北海道、市町村、北海道医師会、北海道歯科医師会等が参画して昭和 60 年に設立され、常勤医師等の紹介・斡旋を行うドクターバンク事業を行っています。
- へき地の住民の救急医療に対応するため、医療機関へ患者の救急搬送を要する場合、道の消防防災ヘリコプターやドクターヘリ等による搬送を実施しています。
- へき地の住民が必要に応じ、都市部の医療機関において、高度・専門的医療が受けられるよう、患者搬送固定翼機（メディカルウイング）を運航しています。

<患者搬送固定翼機（メディカルウイング）>

地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を医師による継続的な医学的管理を行いながら、計画的に搬送することを目的とし、医師等の搭乗が可能な医療機器等を装備した固定翼機

○時点修正

○時点修正

○文言修正

(2) 課題

ア ヘき地における保健指導

ヘき地における住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。

イ ヘき地における診療の機能

- ヘき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。
- ヘき地診療所、地方・地域センター病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の確保充実を図る必要があります。
- ヘき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じた適切な医療機関への紹介・搬送する体制を確保充実する必要があります。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

- ヘき地診療所等への医師派遣などが行えるよう、ヘき地の診療を支援する医療機関等において必要な医師などの医療従事者の充足により体制を確保する必要があります。
- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。
- ヘき地診療所、地方・地域センター病院及びヘき地の診療を支援する医療機関等が、通信技術を活用した画像診断などの遠隔医療の実施に必要な機器等の整備し、医療機関のICT活用を検討することを推進する必要があります。

(3) 必要な医療機能

ア ヘき地における保健指導の機能

ヘき地において、保健指導を提供することが必要です。

イ ヘき地における診療の機能

- ヘき地において、地域住民の医療を確保充実することが必要です。
- 専門的な医療機関や高度な医療機関へ搬送する制度を整備し、その体制の確保充実させていくことが必要です。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

診療支援機能の維持向上を図ることが必要です。

エ 行政機関等によるヘき地医療の支援

ヘき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。

(4) 数値目標等

| 指 標 名 | 現状値 | | 目標値 (R5) | 目標数値の考え方 |
|-------------|-----------|------------|----------|----------|
| | 計画 策定時 | 中間 見直し時 | | |
| 地域センター病院の整備 | 1 | 1 | 1 | 現状維持 |
| 地方センター病院の整備 | 1 | 1 | 1 | 現状維持 |

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

ア ヘき地における保健指導

市町や最寄りのヘき地診療所等との連携のもと、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に地区の実情に即した保健指導を行います。

(2) 課題

ア ヘき地における保健指導

無医地区に準じる地区住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。

イ ヘき地における診療の機能

- ヘき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。
- ヘき地診療所、地方・地域センター病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の確保充実を図る必要があります。
- ヘき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じた適切な医療機関への紹介・搬送する体制を確保充実する必要があります。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

- ヘき地診療所等への医師派遣などが行えるよう、ヘき地の診療を支援する医療機関等において必要な医師などの医療従事者の充足により体制を確保する必要があります。
- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。
- ヘき地診療所、地方・地域センター病院及びヘき地の診療を支援する医療機関等が、通信技術を活用した画像診断などの遠隔医療の実施に必要な機器等の整備し、医療機関のICT活用を検討することを推進する必要があります。

(3) 必要な医療機能

ア ヘき地における保健指導の機能

無医地区に準じる地区において、保健指導を提供することが必要です。

イ ヘき地における診療の機能

- 無医地区に準じる地区を含めて、地域住民の医療を確保充実することが必要です。
- 専門的な医療機関や高度な医療機関へ搬送する制度を整備し、その体制の確保充実させていくことが必要です。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

診療支援機能の維持向上を図ることが必要です。

エ 行政機関等によるヘき地医療の支援

ヘき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。

(4) 数値目標等

| 指 標 名 | 現状値 | 目標値 (H35) | 目標数値の考え方 |
|-------------|-----|-----------|----------|
| 地域センター病院の整備 | 1 | 1 | 現状維持 |
| 地方センター病院の整備 | 1 | 1 | 現状維持 |

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

ア ヘき地における保健指導

市町や最寄りのヘき地診療所等との連携のもと、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に地区の実情に即した保健指導を行います。

○文言修正

○文言修正

○文言修正

イ ヘき地における診療の機能

- ヘき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して、支援を受けられるよう助言します。
- ヘき地診療所と地方・地域センター病院等との連携を強化するとともに、(財)北海道地域医療振興財団のドクターバンクなどの医師派遣事業等により、診療機能確保に必要な常勤医、代診医の確保ができるよう助言します。
- ヘき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、道は、医育大学、北海道医師会等の関係団体などとの連携の下、総合診療医の確保・活用に取り組みます。
- 町が患者輸送車等を整備する事業に対して支援を受けられるよう助言し、搬送体制を維持確保できるようにします。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

- ヘき地医療従事者を対象とした研修会の開催等、地域センター病院が行うヘき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うヘき地医療拠点病院などに対して支援します。
- 医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、ヘき地の診療を支援する医師の確保を図ります。
- ヘき地医療を行う社会医療法人の認定要件である医師派遣の実績については、ヘき地診療所への派遣のほか、平成27年4月からは、ヘき地医療拠点病院への医師派遣実績が要件に加えられましたが、今後、ヘき地医療を担う中核的な病院等に対する医師派遣実績についても要件に加えるよう、国に対して要望を行います。

エ 行政機関等によるヘき地医療の支援

- 北海道ヘき地医療支援機構について、北海道地域医師連携支援センターとのより緊密な連携を進め、ヘき地医療体制の確保に向けた総合的な企画・調整を行います。
- 道は、北海道のホームページを活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。

(6) 医療機関等の具体的な名称

- ヘき地診療所

| 医療機関名 | 所在地 |
|--------------------|--------------------|
| 医療法人社団清邑会 榎法華クリニック | 函館市新浜町171番地9 |
| 町立江良診療所 | 松前郡松前町字江良872の1 |
| 知内町立湯の里診療所 | 上磯郡知内町字湯ノ里 156番地61 |

- ヘき地医療を支援する病院

| 区分 | 医療機関名 | 指定年度 |
|----------|--------|-------|
| 地域センター病院 | 市立函館病院 | 昭和60年 |
| 地方センター病院 | 市立函館病院 | 平成6年 |

イ ヘき地における診療の機能

- ヘき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して、支援を受けられるよう助言します。
- ヘき地診療所と地方・地域センター病院等との連携を強化するとともに、(財)北海道地域医療振興財団のドクターバンクなどの医師派遣事業等により、診療機能確保に必要な常勤医、代診医の確保ができるよう助言します。
- ヘき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、道は、医育大学、北海道医師会等の関係団体などとの連携の下、総合診療医の確保・活用に取り組みます。
- 町が患者輸送車等を整備する事業に対して支援を受けられるよう助言し、搬送体制を維持確保できるようにします。

ウ ヘき地の診療を支援する医療の機能

- ヘき地医療従事者を対象とした研修会の開催等、地域センター病院が行うヘき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うヘき地医療拠点病院などに対して支援します。
- 医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、ヘき地の診療を支援する医師の確保を図ります。
- ヘき地医療を行う社会医療法人の認定要件である医師派遣の実績については、ヘき地診療所への派遣のほか、平成27年4月からは、ヘき地医療拠点病院への医師派遣実績が要件に加えられましたが、今後、ヘき地医療を担う中核的な病院等に対する医師派遣実績についても要件に加えるよう、国に対して要望を行います。

エ 行政機関等によるヘき地医療の支援

- 北海道ヘき地医療支援機構について、北海道地域医師連携支援センターとのより緊密な連携を進め、ヘき地医療体制の確保に向けた総合的な企画・調整を行います。
- 道は、北海道のホームページを活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。

(6) 医療機関等の具体的な名称

- ヘき地診療所

| 医療機関名 | 所在地 |
|--------------------|-----------------|
| 医療法人社団清邑会 榎法華クリニック | 函館市新浜町171番地9 |
| 町立江良診療所 | 松前郡松前町字江良872の1 |
| 知内町立湯の里診療所 | 上磯郡知内町字湯の里82番地3 |

- ヘき地医療を支援する病院

| 区分 | 医療機関名 | 指定年度 |
|----------|--------|-------|
| 地域センター病院 | 市立函館病院 | 昭和60年 |
| 地方センター病院 | 市立函館病院 | 平成6年 |

○ 離島等特定地域病院

| 医療機関名 | 指定年度 |
|----------|------|
| 松前町立松前病院 | 平成6年 |

○ へき地診療所に医師を派遣している圏域内の社会医療法人

| 病院名称 | 所在地 | 法人名称 | 社会医療法人認可 |
|----------------|-----|---------------------------|----------|
| 社会医療法人 高橋病院 | 函館市 | 社会医療法人 高橋病院 | 平成23年9月 |
| | 派遣先 | 機法華クリニック、松前町立江良診療所、上ノ国診療所 | |
| 社会医療法人仁生会 西堀病院 | 函館市 | 社会医療法人 仁生会 | 平成26年9月 |
| | 派遣先 | 青苗診療所 | |

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

歯科医師の確保が困難なへき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

(8) 薬局の役割

令和3年9月現在、圏域内で薬局及び店舗販売業のいずれもない市町はありますが、へき地における医薬品や衛生材料の提供が行われるよう、薬剤師会等関係機関が連携協力し、在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）や居宅療養管理指導（介護保険）などの在宅医療の提供及び連携体制整備についての取り組みを進めます。

〈在宅患者訪問薬剤管理指導〉

在宅での療養を行っていて、病気のために通院による療養が困難な患者さんに対して、街の薬局の薬剤師が病院や診療所等の医師と患者さんの同意を得て、患者さんを訪問して直接患者さん又はその家族等の方に服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行うものです。

薬剤師は、過去に服薬していた薬の状況や副作用が出ていなかったかなどの基礎的事項を確認した上で、薬局等からもらった薬の保管状態、指示通り服薬しているか、残薬は無いか、同じ効果がある薬を他の医師等から服薬するように言われていないか、一緒に服用してはいけない薬はないか、などを確認して、患者さんが無理なく、安全な薬を有害な副作用がでないようにするために患者さんなどに薬について説明したり、服薬の状況を医師などに伝えたりします。

〈居宅療養管理指導〉

通院困難な要介護者等の自宅を訪問して、療養上の管理及び指導を行うものでサービス内容に応じて、医師、歯科医師、薬剤師などが担当します。

薬剤師が行うことは、上記の「〈在宅患者訪問薬剤管理指導〉」と同じものとなります。

(9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。

○ 離島等特定地域病院

| 医療機関名 | 指定年度 |
|----------|------|
| 松前町立松前病院 | 平成6年 |

○ へき地診療所に医師を派遣している圏域内の社会医療法人

| 病院名称 | 所在地 | 法人名称 | 社会医療法人認可 |
|----------------|-----|-------------|----------|
| 社会医療法人 高橋病院 | 函館市 | 社会医療法人 高橋病院 | 平成23年9月 |
| 社会医療法人仁生会 西堀病院 | 函館市 | 社会医療法人 仁生会 | 平成26年9月 |

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

歯科医師の確保が困難なへき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

(8) 薬局の役割

平成30年6月現在、圏域内で薬局及び店舗販売業のいずれもない市町は福島町です。福島町や郡部への医薬品や衛生材料の提供が行われるよう、薬剤師会等関係機関が連携協力し、近隣市町の薬局による在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）や居宅療養管理指導（介護保険）などの在宅医療の提供及び薬局間の連携体制整備についての取り組みを進めます。

〈在宅患者訪問薬剤管理指導〉

在宅での療養を行っていて、病気のために通院による療養が困難な患者さんに対して、街の薬局の薬剤師が病院や診療所等の医師と患者さんの同意を得て、患者さんを訪問して直接患者さん又はその家族等の方に服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行うものです。

薬剤師は、過去に服薬していた薬の状況や副作用が出ていなかったかなどの基礎的事項を確認した上で、薬局等からもらった薬の保管状態、指示通り服薬しているか、残薬は無いか、同じ効果がある薬を他の医師等から服薬するように言われていないか、一緒に服用してはいけない薬はないか、などを確認して、患者さんが無理なく、安全な薬を有害な副作用がでないようにするために患者さんなどに薬について説明したり、服薬の状況を医師などに伝えたりします。

〈居宅療養管理指導〉

通院困難な要介護者等の自宅を訪問して、療養上の管理及び指導を行うものでサービス内容に応じて、医師、歯科医師、薬剤師などが担当します。

薬剤師が行うことは、上記の「〈在宅患者訪問薬剤管理指導〉」と同じものとなります。

(9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。

○派遣先追記

○時点修正を踏まえて、文言修正